

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	緊急雇用対策における就労支援総合相談業務の委託について
--------	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告事項】

◇第14条第1項（個人情報の収集を伴う委託）

（担当部課： 地域文化部産業振興課）

事業の概要

事業名	緊急雇用対策における就労支援総合相談
担当課	地域文化部産業振興課新宿消費生活センター
目的	就労意向をもつ区民に対する就労支援の推進
対象者	就労意向をもつ区民
事業内容	<p>1. 相談業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談者の状況及び意向把握、支援プログラムの調整 ○ 就労環境の整備に向けた区的生活支援事業の紹介及び誘導 ○ 区の緊急雇用対策事業の紹介及び誘導 ○ スキルアップ・職業能力開発プログラムへの誘導（都及び支援NPO等） ○ ハローワークへの誘導による一般就労の支援 ○ 各種の能力開発、就労支援、自立支援事業（区対象事業の全部）の情報提供 <p>2. 実施体制</p> <p style="padding-left: 20px;">相談窓口 4名体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コーディネーター 1名（支援内容の調整及び相談者の各施策等への誘導） ○ キャリアカウンセラー 2名（状況及び意向把握、適性等の整理など） ○ 事務補助員 1名（各事業の情報提供や説明、記録整理など）

件名 緊急雇用対策における就労支援総合相談業務の委託について

保有課 (担当課)	産業振興課
登録業務の名称	就労支援の推進
委託先	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 豊島区池袋3-1-2
委託に伴い事業者に 処理させる情報項目 (だれの、どのような項 目か)	区内在住の就労意向をもつ者で、相談を希望する者の次の情報項目 住所・氏名・年齢・学歴・職歴・居住形態・保有する資格・就労の要望・ 生活状況
処理させる情報項目の記 録媒体	紙
委託理由	就労に結び付けるまでの支援を行うために、キャリアカウンセリングの資格をもつ相談員を置くとともに、就労支援相談の経験や実績をもつコーディネーターを配し、総合的かつ的確な相談業務を行う必要があるため委託するものである。
委託の内容	就労支援相談業務として次の内容を委託する。 ○ 相談者の状況及び意向把握、支援プログラムの調整 ○ 就労環境の整備に向けた区の生活支援事業の紹介及び誘導 ○ 区の緊急雇用対策事業の紹介及び誘導 ○ スキルアップ・職業能力開発プログラムへの誘導(都及び支援NPO等) ○ ハローワークへの誘導による一般就労の支援 ○ 各種の能力開発、就労支援、自立支援事業(区対象事業の全部)の情報提供
委託の開始時期及び期限	平成21年2月25日 から 平成21年3月31日まで (以降継続予定)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、収集作成した相談記録等の情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情 報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 収集作成した相談記録等の情報は施錠できる金庫に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。